

○羽村・瑞穂地区学校給食センター設置条例

昭和 47 年 3 月 28 日条例第 1 号

最終改正 平成 3 年 10 月 19 日条例第 5 号

(設置)

第 1 条 羽村市・瑞穂町の学校給食事業を行なうため、給食施設を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 給食施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
羽村・瑞穂地区学校給食センター	東京都羽村市神明台 4 丁目 2 番 19 号
羽村・瑞穂地区第 2 学校給食センター	東京都羽村市神明台 4 丁目 6 番地の 8

(委任)

第 3 条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和 54 年 3 月 10 日条例第 3 号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (平成 3 年 10 月 19 日条例第 5 号)

この条例は、平成 3 年 11 月 1 日から施行する。